

平成25年度 第5回 臨時役員会議事要旨

日 時 平成25年6月5日(水) 11時54分～12時28分

場 所 大学本部2階大会議室

出席者 学長, 瀬口理事, 中島理事, 岩本理事, 宮崎理事, 緒方理事

欠席者 なし

陪席者 川上監事, 向井監事, 後藤学長室長, 大島学長補佐, 増子学長補佐,
森田学長補佐

【 協議事項 】

- (1) 平成24年度自己点検・評価書(案)及び平成24事業年度に係る業務の実績に関する報告書(案)について

学長から, 本件について, 本学独自に作成し公表する「平成24年度自己点検・評価書」(案)及び平成25年6月28日までに国立大学法人評価委員会に提出する「平成24事業年度に係る業務の実績に関する報告書」(案)に関する案件である旨の説明があった。

次いで, 岩本理事から, 自己点検・評価書(案)と実績報告書(案)の関連及び概要についての説明があった。また, 自己評価「Ⅱ」～「Ⅳ」となった年度計画についての内容説明及び提出までのスケジュール並びに今後の手続は学長に一任いただきたい旨の説明があり, 協議の結果了承され, 直近の経営協議会, 教育研究評議会及びその後の役員会で審議することとなった。

- (2) 平成25年度国立大学法人佐賀大学補正予算(第1次)(案)について

学長から, 本件は, 平成25年度補正予算(第1次)編成を策定する案件である旨の説明があった。

次いで, 財務部長から, 今回の補正予算は, 平成25年3月15日付けで承認になった平成23年度の決算剰余金の繰越承認額を教育・研究充実積立金等の目的積立金とすること, 「目的積立金の取扱いについて(平成23年5月11日役員会決定)」に基づき平成22年度の目的積立金の繰越額と併せて新たな支出予算を講じること, また, 平成16事業年度財務諸表における誤謬により生じた現金残を附属病院再整備のために有効活用する(平成25年5月8日役員会決定)としたことから附属病院に配分するものである旨の説明があった。また, 目的積立金の使途として, 教育・研究充実積立金の

事業計画に基づく教育研究プロジェクトの実施及び設備の整備費に7,900万円、ICカード整備経費の一部支援に400万円、キャンパス環境充実積立金のキャンパス環境管理事業費の一部支援に600万円及び附属病院充実積立金の附属病院の再整備事業に19億5,700万円とする旨の説明があった。さらに、留意事項として、本学の給与削減措置において除外職員として給与削減は行わず、給与削減相当額について本学（法人本部）が負担することとしていた附属学校の教員の人件費については、今後、佐賀県の動向とあわせて、当該影響額による人件費予算の補正等対応を検討する必要がある旨の説明があり、協議の結果了承され、直近の経営協議会及び同協議会後の役員会で審議することとなった。

(3) 平成24年度決算について

学長から、本件は、平成24年度財務諸表等について、文部科学大臣に提出をし、承認を受けようとする案件である旨の説明があった。

次いで、財務部長から、平成24年度決算の説明があり、当期総利益は、対前年度1,070百万円減の1,299百万円となっていること、退職手当の支出額増150百万円が発生したため、本部予算の増収分及び予算残91百万円と附属病院の収入増及び予算残59百万円で立て替え、これに充てること、この立て替え分については、退職手当予算の不足分が予算措置される平成27年度において精算を行い、本部、附属病院に返還すること、その結果、決算剰余金は、712百万円（附属病院分605百万円、その他分107百万円）である旨の説明があり、協議の結果了承され、直近の経営協議会及び同協議会後の役員会で審議することとなった。

(4) 平成26年度概算要求事項について

学長から、本件は、平成26年度概算要求に向けて、組織整備、特別経費（プロジェクト分、全国共同利用・共同実施分、基盤的設備等整備分（設備マスタープラン含む））について、要求事項・順位の決定並びに施設整備費補助金及び施設費交付事業の一部要求の変更を行うものである旨の説明があった。

次いで、財務部長から、部局から要求があった平成26年度概算要求事項について、プロジェクト分については、教育室及び学術室で精査・検討を行い、要求に際して文部科学省との事前相談を行ったところであり、また、基盤的設備等整備分については、設備マスタープランを踏まえ、教育室、学術室及び病院経営室において精査・検討を行い、優先順位が付与されたものである旨の説明があった。

さらに、環境施設部長から、施設整備費補助金及び施設費交付事業費について、文部科学省との調整の結果、メディアセンター（仮称）を重点事業から外すことで一部要求事項の変更を行うこと及び今後の変更があった場合には、学長に一任いただきたい旨の説明があり、協議の結果了承され、

直近の経営協議会及び同協議会後の役員会で審議することとなった。

【 その他 】

特になし

以 上